

を聴取したところ、審査請求人は家に帰らず■■■市の知人宅に住んで居るのではとの報告を受けたこと。また、審査請求人が■■■らにほとんど生活費を与えず、パチンコで浪費し、金がなくなると子どもに無心する始末であったことを聴取したこと。

さらに、審査請求人の生活実態が■■■市に移っているということで、■■■から審査請求人の転出届が提出されたこと。

(6) 平成22年10月29日、処分庁の担当ケースワーカーが家を訪問し、■■■、■■■と面接し、審査請求人から連絡がないことを聴取したこと。

(7) 処分庁は、平成22年10月28日に■■■から徴取した転出届に基づき、平成22年11月1日付けで、審査請求人の世帯転出を決定したこと。

(8) 平成22年11月5日、■■■が処分庁に赴き、審査請求人はいないが、■■■と協力して生活していきたいと述べたこと。

(9) 平成22年11月8日付けの保護決定(変更)通知書により、平成22年11月1日付けで審査請求人の転出を通知したこと。

(10) 処分庁は、平成22年9月28日以降、(9)の通知を行うまでの間、審査請求人から一度も状況聴取を行っていないこと。

2 当庁の判断

争点は、審査請求人の■■■市の家での居住事実が消滅し、■■■世帯から転出したかどうかであるので、この点について判断する。

世帯認定については、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和



36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。)によれば、同一の住居に居住し、生計を一つにしているものは、同一世帯員として認定されることを原則としており、居住者相互の関係(親族関係の有無、濃密性等)、生活実態(消費財・サービスの共同購入、消費の共同、家事労働の分担等)、他の法律関係(戸籍、住民基本台帳の記載事実等)、民生委員の意見等地域の均衡などの事実を正確に把握し、個々の事例に即して適正に行うことが求められている。(生活保護手帳別冊問答集2010第1世帯の認定)

これらを本件についてみると、上記1(3)、(5)、(6)、(8)にあるとおり、処分庁は審査請求人が家にいないことを■■■■から聴取をしているが、当庁に提出された審査請求書には、審査請求人は、平成22年9月より勤務先が■■■■市になったことにより、■■■■市からの通勤が大変となり、■■■■市の友人宅に世話になることが多かったが、審査請求人の着物や靴はまだ家にあり、月のうち3分の1は家から通勤していたと主張している。また、審査請求人は、御飯を家族の分まで作っていたこと、平成22年10月、■■■■の携帯電話代を審査請求人が支払ったとも主張している。この点について、処分庁からの弁明書によると、特に事実認否はない。

これは、上記1(10)にあるとおり、本件処分をするにあたり、処分庁が世帯主であった審査請求人に対し状況聴取を怠ったことに起因する。このことについては、審査請求人から処分庁に対して何ら連絡がなく、また、連絡が取れない状況であったと処分庁は弁明するが、上記1(2)にあるとおり、処分庁は審査請求人の勤務先を把握していることから、審査請求人から状況聴取を

することは可能であったと言える。

また、上記1（3）にあるとおり、処分庁は、審査請求人を転出扱いとするにあたっては、審査請求人、■■■■同席のもと、実態を把握した上で行う旨、■■■■に述べているが、処分庁はこれを行っていない。

よって、審査請求人は、就労の都合により一時的に■■■■市にいることはあっても、明らかに■■■■市の家を転出したという客観的な事実が認められない。

以上のとおり、審査請求人の申し立てには理由があるから、行政不服審査法第40条第3項の規定を適用し、主文のとおり裁決する。

平成23年（2011年）2月7日

山口県知事 二井 関 成

教 示

この裁決について不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。

また、この裁決の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山口県を被告として（この場合において、山口県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

